

建築着工統計により試算した公共建築物の木造率

全体	令和2年度		令和3年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
【床面積ベース】				
建築物全体	114,299,670	43.5%	122,467,980	43.1%
	49,774,984		52,796,176	
公共建築物	11,720,704	13.9%	10,758,143	13.2%
	1,631,308		1,423,543	
国	883,340	1.3%	978,349	2.2%
	11,618		21,794	
都道府県	1,122,432	4.3%	965,531	4.3%
	48,436		41,293	
市町村	3,617,522	8.7%	3,122,859	7.2%
	316,220		224,137	
民間と個人	6,097,410	20.6%	5,691,404	20.0%
	1,255,034		1,136,319	

上段:新築等に係る床面積の合計

下段:うち、木造の床面積の合計

低層(3階建て以下)

【床面積ベース】	令和2年度		令和3年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体	71,745,432	65.8%	77,483,841	65.0%
	47,188,870		50,335,557	
公共建築物	4,572,032	29.7%	4,042,748	29.4%
	1,359,417		1,188,387	
国	97,891	7.1%	108,404	12.8%
	6,934		13,868	
都道府県	268,493	10.2%	208,347	10.8%
	27,319		22,426	
市町村	1,368,306	17.2%	1,010,741	15.9%
	235,515		160,205	
民間と個人	2,837,342	38.4%	2,715,256	36.5%
	1,089,649		991,888	

上段:新築に係る床面積の合計

下段:うち、木造の床面積の合計

注1:国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。

注2:木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

注3:本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。